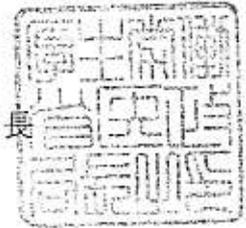


医政発0330第5号
職発0330第14号
社援発0330第11号
平成24年3月30日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省職業安定局長



厚生労働省社会・援護局長



「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」及び「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針を定める件」について

政府は、昨年3月、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(以下「尼協定」という。)及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下「比協定」という。)に基づき平成20年度及び平成21年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者について、外交上の配慮の観点から、一定の条件の下、特例的に1年間に限り滞在期間の延長を認めることとした(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定。以下「閣議決定」という。)(別添1)を参照)。

本特例措置は、協定外の枠組みにおいて、協定に規定する我が国の義務を超えて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を1回に限り得られるようにすることを目的としたものである。

上記閣議決定による滞在期間の延長を認めるに当たっての条件に関し、「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成23年厚生労働省告示第192号。以下「特例尼指針」という。）では、平成20年度に入国し平成23年度中に協定に基づく滞在期間が満了したインドネシア人看護師候補者について、滞在期間の延長を認める条件等を定めていたところである。

今般、平成24年度中に協定に基づく滞在期間が満了する候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めるべく、特例尼指針を改正して平成21年度に入国したインドネシア人看護師候補者及び平成20年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定める（改正後の特例尼指針は別添2）とともに、「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成24年厚生労働省告示第190号。以下「特例比指針」という。）を別添3のとおり定め、平成21年度に入国したフィリピン人看護師候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めることとしたものである。

今般の特例尼指針及び特例比指針（以下「特例指針」という。）の運用に際しての留意点は下記のとおりであるので、御了知願いたい。

なお、法務省により、特例指針で定めた条件を在留資格の許可要件として位置づけるための指針（以下「法務省告示」という。）が、近日中に告示され、適用される予定である。

記

第一 特例看護師候補者について

一 総論（特例指針第一関係）

1 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例インドネシア人第二陣看護師候補者及び特例フィリピン人看護師候補者（以下「特例看護師候補者」という。）が、それぞれインドネシア及びフィリピンの看護師の資格を有していること、また、入国前においてインドネシア人候補者については2年以上、フィリピン人候補者については3年以上の看護業務の実務経験を積み、入国後においては2年を超える研修を通じて看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

2 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において雇用契約に基づいて就労・研修を行う特例看護師候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

二 特例受入れ機関における研修としての就労（特例指針第二関係）

1 特例看護師候補者の要件等（特例尼指針第二の一の1及び特例比指針第二の一関係）

(1) 特例受入れ機関と特例看護師候補者との雇用契約について

特例受入れ施設において特例看護師候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省告示による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第一において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との雇用契約に基づいて行われる必要があること。

(2) 特例看護師候補者としての在留許可後の活動について

特例看護師候補者は、平成24年度に実施される看護師国家試験（以下「平成24年度看護師試験」という。）までの期間は、平成24年度看護師試験に合格し、看護師資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、平成24年度看護師試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 平成23年度に実施された看護師国家試験の得点について

特例尼指針第二の一の1の(2)で準用する同(1)及び特例比指針第二の一の3の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「第101回（平成23年度）看護師国家試験の必修問題の合格基準となる点と一般問題及び状況設定問題の合格基準となる点との合計点の5割以上の得点」以上とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成23年度に実施された看護師国家試験（以下「平成23年度看護師試験」という。）の総得点（第101回看護師国家試験成績通知書における必修問題及び一般問題・状況設定問題の得点の合計をいう。）が99点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件（特例尼指針第二の一の2及び特例比指針第二の二関係）

(1) 「不正の行為」について

特例尼指針第二の一の2の(1)及び特例比指針第二の二の1で準用する協定指針第二の一の3の(7)の「不正の行為」については、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について（平成20年5月19日付け医政発第0519001号、職発第0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号（最終改正平成22年10月7日付け医政発1007第3号、職発1007第1号、社援発1007第3号、老発1007第1号）。以下第一において「尼協定通知」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」について（平成20年11月6日付け医政発第1106012号、職発第1106003、社援発第1106004号、老発第1106007号（最終改正平成23年10月27日付け医政発1027第10号、職発1027第2号、社援発1027第16号、老発1027第3号）。以下「比協定通知」という。）の記の第四と同様であること。

(2) 在留資格変更時報告、定期報告及び随時報告について

① 報告の様式について

特例尼指針第二の一の二の(3)及び特例比指針第二の二の3に関し、特例受入れ機関は、在留資格変更時報告は別紙様式第1号により、定期報告及び随時報告は尼協定通知及び比協定通知(以下「協定通知」という。)の相当する様式により、それぞれ受入れ調整機関(社団法人国際厚生事業団)に提出することにより行うこと。なお、協定通知様式第2-1別紙1については研修責任者が、協定通知様式第2-2別紙2については特例看護師候補者が、それぞれ記入するものであること。

② 報告の提出時期について

特例尼指針第二の一の二の(3)のイ及び特例比指針第二の二の3の(1)による在留資格変更時報告については、その雇用する看護師候補者が法務省告示による在留資格変更の許可を受けた日から2週間以内に受入れ調整機関に報告するものであること。

特例尼指針第二の一の二の(3)のロ及び特例比指針第二の二の3の(2)による定期報告については、平成25年1月1日現在の特例受入れ施設の要件及び雇用契約の要件の遵守状況に関するものは平成25年2月20日までに、また、平成24年10月1日現在の研修の実施状況に関するものは平成24年11月20日までに、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

特例尼指針第二の一の二の(3)のハ及び特例比指針第二の二の3の(3)による随時報告については、特例看護師候補者の死亡・失踪・不法就労活動に関するものはこれらの事実を把握した日から2週間以内に、特例看護師候補者の平成24年度看護師試験の合否結果に関するものは当該試験の合否発表日から2週間以内に、特例看護師候補者の帰国に関するものは帰国日から2週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

3 研修の要件(特例尼指針第二の一の3及び特例比指針第二の三関係)

(1) 「看護研修改善計画」について

① 看護研修改善計画の作成の基本について

特例尼指針第二の一の3及び特例比指針第二の三中の「看護研修改善計画」については、平成23年度看護師試験の時点における看護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例看護師候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成24年度看護師試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2-1号により作成するものであること。

② 看護研修プログラムの策定について

看護研修改善計画の一部として、平成24年度看護師試験までの間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定するものであること。

(2) 特例看護師候補者が従事する業務について

特例看護師候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

- ① 特例尼指針第二の一の三の(3)及び特例比指針第二の三の三の「研修責任者」は看護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

- ② 特例尼指針第二の一の二の(1)及び特例比指針第二の二の1により準用する協定指針第二の一の三の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること」としているが、この要件の取扱いについては、協定通知の記の第二の二の5(2)の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との雇用契約の要件（特例尼指針第二の一の4及び特例比指針第二の四関係）

特例尼指針第二の一の4及び特例比指針第二の四の雇用契約の要件については、協定通知の記の第三の一の2と同様であること。

5 その他

(1) 特例看護師候補者としての滞在

特例看護師候補者の滞在は、特例看護師候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

(2) 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

特例看護師候補者の診療報酬上の配置基準の取扱いについては、協定通知の記の第二の二の2と同様であること。

(3) 特例看護師候補者の不法就労の防止等

特例看護師候補者の不法就労の防止等については、協定通知の記の第六と同様であること。

(4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例看護師候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、雇用契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。なお、特例看護師候補者は、特例受入れ機関が設立している病院以外の施設において就労することはできないこと。

三 看護師の資格取得後の就労（特例指針第三の一及び特例比指針第三関係）

特例看護師候補者が看護師の資格を取得したときは、協定に基づく看護師としての滞在・就労が可能である。

四 厚生労働省による確認（特例指針第四の一及び特例比指針第四関係）

1 厚生労働省による確認の概要

特例指針第四の一及び特例比指針第四において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下「受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省医政局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び平成23年度看護師試験の得点（特例指針第二の一の1の（2）で準用する同（1）のロ及びハ及び特例比指針第二の一の2及び3）、受入れ機関が適切な研修を実施する意思（特例指針第二の1の2の（2）及び特例比指針第二の二の2）及び受入れ機関による看護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備（特例指針第二の一の3の（1）から（3）まで及び特例比指針第二の三の1から3まで）に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省告示による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることとなるので、受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 受入れ希望機関による確認依頼の様式

1の依頼については、許可希望者が特例フィリピン人看護師候補者である場合は平成24年4月13日（金）までに別紙様式第3-2号を、許可希望者が特例インドネシア人第二陣看護師候補者である場合は同月27日（金）までに別紙様式第3-1号を、当省職業安定局長及び医政局長に対し、別紙様式第2-1号を添付の上、提出することにより行うものであること。

五 受入れ調整機関による相談対応等（特例指針第五関係）

特例指針第五において、受入れ調整機関は、特例受入れ機関からの報告の受理、特例看護師候補者の入出国及び滞在に係る支援、特例看護師候補者からの相談等に対する対応並びに特例受入れ機関に対する相談対応を実施するものであること。また、受入れ調整機関は、協定に基づく枠組みの時と同様に、受入れ機関番号及び候補者番号を一意的に付番することにより、特例受入れ機関及び特例候補者に関する情報管理等を行うとともに、協定に基づく枠組みの時の管理情報と相互に参照可能とするものであること。

第二 特例インドネシア人介護福祉士候補者について

一 総論（特例指針第一関係）

1 特例受入れ機関の責務について